

議案第53号

平成24年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

平成24年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成25年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
1 使用料及び手数料	
	1 使用料
2 繰越金	
	1 繰越金
4 繰入金	
	1 繰入金
歳 入 合 計	

補正前の額	補正額	計
382,750 ^{千円}	△ 350,750 ^{千円}	32,000 ^{千円}
382,750	△ 350,750	32,000
74,756	55,539	130,295
74,756	55,539	130,295
-	166,964	166,964
-	166,964	166,964
457,507	△ 128,247	329,260

歳 出

款	項
1 墓地整備事業費	
	1 墓地整備事業費
3 予備費	
	1 予備費
歳 出 合 計	

補正前の額	補正額	計
353,896 ^{千円}	△ 41,538 ^{千円}	312,358 ^{千円}
353,896	△ 41,538	312,358
86,709	△ 86,709	-
86,709	△ 86,709	-
457,507	△ 128,247	329,260

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 墓 地 整 備 事 業 費	1 墓 地 整 備 事 業 費	早野聖地公園墓地整備事業	千円 138,012